

Finance as a Service

すべての業務を自ら実施する必要がありますか？

[Home](#) > [Insights](#) > Finance as a Service - すべての業務を自ら実施する必要がありますか？

貴社の課題

多くのグローバル企業は、ドイツ会計基準(HGB)に従った法定財務諸表の作成が求められていますが、ほとんどの場合、主要業績評価指標(KPI)は、ローカルGAAPではなく、IFRS、US-GAAP、日本基準などで定義されているため、ドイツ会計基準(HGB)に従った法定財務諸表業務の付加価値は、マネジメントにとって限定的であると推測されます。

それにもかかわらず、部分的にしか免除されない法定財務諸表について、幅広い作成要件と公表期限が適用されています。

また、グローバル企業グループのドイツ子会社のスタッフは、おそらく、ドイツ国外にある親会社が採用している会計基準に従った財務報告に慣れているため、ドイツ会社法の要求事項に常に対応できるとは限りません。

このような現地法人のグループ会計基準に基づく業務は、国外にあるシェアードサービスセンターによって完結しているケースも想定されます。

KPMGのサービス - 貴社における利点

会社法に準拠した法定財務諸表の作成に関連するすべての業務をサポートいたします。私たちのサービスは次のとおりです。

ドイツ会計基準(HGB)への調整



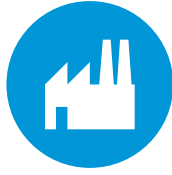
- IFRS,US-GAAP、またはその他のGAAPに基づくグループレポーティングパッケージからドイツGAAPへの調整に関する仕訳の分析
- 必要な調整仕訳の実行と文書化
- グループ会計基準とドイツ基準の勘定マッピング

ドイツ会社法に基づく法定財務諸表の作成



- 貸借対照表と損益計算書の準備
- 会社法に基づく法定財務諸表の作成
- マネジメントレポートの作成支援
- 株主決議案の策定支援
- 法定財務諸表の発行における支援

ドイツ会社法に基づく(サブ)連結財務諸表の作成



- 検証を含む合計貸借対照表の作成
- 連結調整仕訳の起票
- 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本変動計算書、連結キャッシュフロー計算書の作成
- 資産の増減明細表を含む連結財務諸表に関する注記の作成
- ドイツ会計基準20(DRS20)に準拠したグループマネジメントレポートの作成サポート

監査人との調整



監査に必要な書類を作成するとともに、監査期間中もサポートいたします。KPMGのサービスには、財務諸表に関する監査人とのディスカッション、監査結果の反映および財務諸表の最終化が含まれます。

貴社にとって最適なサポート

Finance as a Service部門のチームと、徹底的に検証されたプロセスにより、複雑な課題への取組みにおいて専門的なサポートを提供いたします。これにより、貴社は、ビジネスに集中することができます。

監査人、税務アドバイザー、会計士、訓練を受けたサポートスタッフで構成されるチームが、貴社の財務機能を効率的かつ迅速に把握いたします。

必要に応じて、KPMGの専門家ネットワークを利用できます。これにより、国際的な知識とセクターに関する幅広い知識の両方を活用できます。

KPMGのコアスキルと組み合わせた最新のITインフラにより、財務諸表の準備が簡単になります。そして言うまでもなく、私たちは独立性を保証します。ご質問等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

連絡先



Daniel Kühenthal
Director, Audit, Accounting &
Process Advisory
KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
T +49 221 2073 5561

dkuehlenthal@kpmg.com



Michael Wessel
Senior Manager, Audit, Accounting
& Process Advisory
KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
T +49 221 2073 6466

mwessel@kpmg.com